

水道わかまつ施設整備アクションプラン
策定業務委託に係る公募型プロポーザル
募集要項

平成 31 年 4 月
会津若松市水道部

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 総則 | |
| 第1節 実施の目的 | 2 |
| 1 業務の目的 | 2 |
| 2 公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定する理由 | 2 |
| 3 業務の概要 | 2 |
| 第2章 プロポーザルの基本事項 | |
| 第1節 スケジュール | 3 |
| 第2節 資料の公表等 | 4 |
| 1 募集要項等の公表 | 4 |
| 2 既存資料及び既計画等の閲覧 | 5 |
| 第3節 参加資格要件等 | 6 |
| 1 参加形態 | 6 |
| 2 基本要件 | 7 |
| 3 地域要件 | 7 |
| 4 配置技術者及び技術者要件 | 8 |
| 5 同種及び類似の業務の考え方 | 8 |
| 第3章 プロポーザル方式参加資格審査書類に関する事項 | |
| 第1節 書類の受付 | 9 |
| 1 受付開始日および提出期限 | 9 |
| 2 受付方法 | 9 |
| 3 参加資格審査提出書類の作成要領 | 9 |
| 4 参加資格審査基準 | 11 |
| 5 参加資格審査に関する質問及び回答 | 11 |
| 6 参加資格審査結果の通知 | 11 |
| 第4章 技術提案審査に関する事項 | |
| 第1節 技術提案審査提出書類の受付 | 12 |
| 1 受付開始日および提出期限 | 12 |
| 2 受付方法 | 12 |
| 3 技術提案審査提出書類の作成要領 | 12 |
| 4 技術提案書の構成と特定テーマ | 13 |
| 5 技術提案審査書類の作成要領 | 14 |
| 6 技術提案審査（受注候補者等を選定するための審査） | 15 |
| 7 技術提案審査に関する質問及び回答 | 17 |
| 8 技術提案審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの実施 | 17 |
| 9 技術提案審査結果の通知 | 18 |
| 第5章 その他 | |
| 第1節 評価結果の公表 | 18 |
| 第2節 プロポーザルに係る審査 | 18 |
| 1 審査 | 18 |
| 2 契約の締結 | 19 |
| 3 保証金及び支払条件 | 19 |
| 4 その他 | 20 |

第1章 総 則

第1節 実施の目的

1 業務の目的

会津若松市（以下、「本市」という。）の上水道事業は、昭和4年に通水を開始して以来、市域拡大や人口増加、近隣市町村との水道事業統合等に対応すべく、これまで10回もの拡張事業を実施してきたが、近年の少子高齢化・節水機器の普及、工場の地下水利用等の社会的経済的な変化や、平成23年3月11日に日本最大のマグニチュード9.0という未曾有の経験となる東日本大震災などの自然災害への対応など、上水道事業を取り巻く環境が大きく様変わりしてきている。また、先の国会において水道法の一部改正が可決され、「水道基盤の強化」が義務付けられ、高度成長期に布設、建設された管路や上水道施設が更新時期を迎えており、給水収益の伸びが低迷している中で、増大する事業費に対応すべく、計画的かつ効率的な事業運営が求められている。

このことから、本市上水道事業の現状を評価し、将来の見通しを分析した上で、計画的かつ効率的な事業運営に向けた実施計画の策定に取り組む必要があるため、平成30年に「会津若松市水道施設総合整備計画」（以下、「総合整備計画」という。）を策定した。

この総合整備計画の目標を達成するため、様々な見地からの検討を行った上で更なる具体的な個別の実施計画を民間事業者のノウハウを活用し策定することで水道基盤の強化を図ることを目的とする。

2 公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定する理由

この水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務（以下、「本業務」という。）にあたっては、水道施設に関する専門的な知識はもとより、高度な技術力と確実な業務遂行能力を備えた民間事業者をパートナーとして選定する必要があることから、公募型プロポーザルを実施するものである。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務

(2) 履行期間

契約締結の日から平成33年3月25日まで

(3) 業務に係る委託料上限額

金73,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この金額は、水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）における

業務内容の規模を参考として示すものである。ただし、この金額を超えて提案見積書の提出があった場合は無効とする。

(4) 業務の場所

会津若松市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年会津若松市条例第 47 号）第 2 条第 2 項に規定する給水区域の範囲内及び業務履行に必要な場所とする。

(5) 業務内容

別途公表する「水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に定めるものとする。

(6) 事務局

会津若松市水道部施設課

〒965-0064 福島県会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

電話：0242-22-6177（直通） FAX：0242-22-6178

E メール：suidou-s@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

第 2 章 プロポーザルの基本事項

第 1 節 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、【表 1】に示す通りとする。ただし、日程については、本市の都合により変更する場合がある。

【表 1】プロポーザルの実施スケジュール（予定）

| 内 容 | 日 程 |
|---|---|
| 募集要項等の公表 | 平成 31 年 4 月 19 日(金) |
| 既存資料、既計画等の閲覧可能期間 | 平成 31 年 4 月 19 日(金) ～平成 31 年 6 月 13 日(木) |
| 募集要項等及びプロポーザル方式参加資格審査に関する質問受付 | 平成 31 年 4 月 19 日(金) ～平成 31 年 5 月 16 日(木) |
| 募集要項等及びプロポーザル方式参加資格審査に関する質問に対する回答の公表（※随時回答） | 平成 31 年 4 月 19 日(金) ～平成 31 年 5 月 20 日(月) |
| プロポーザル方式参加資格審査提出書類の受付期間 | 平成 31 年 4 月 19 日(金) ～平成 31 年 6 月 3 日(月) |
| プロポーザル方式参加資格審査の結果通知 | 平成 31 年 6 月 7 日(金) |
| 技術提案審査に関する質問受付 | 平成 31 年 5 月 7 日(火) ～平成 31 年 6 月 7 日(金) |
| 技術提案審査に関する質問に対する回答の公表（※随時回答） | 平成 31 年 5 月 7 日(火) ～平成 31 年 6 月 10 日(月) |
| 技術提案審査提出書類（提案書）の受付期間 | 平成 31 年 6 月 11 日(火) ～平成 31 年 6 月 20 日(木) |

| | |
|--------------------------|---|
| 技術提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 平成 31 年 7 月 17 日(水) ～平成 31 年 7 月 18 日(木) |
| 技術提案審査の結果通知 | 平成 31 年 7 月下旬 |
| 受注候補者の決定 | 平成 31 年 7 月下旬 |
| 優先交渉権者決定 | 平成 31 年 7 月下旬 |
| 契約交渉及び契約締結 | 平成 31 年 8 月上旬 |

第 2 節 資料の公表等

1 募集要項等の公表

【表 2】に示す資料等については、平成 31 年 4 月 19 日（金）より、市ホームページにて公表及び配布となるので、本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）は、市ホームページからダウンロードにて入手すること。

【表 2】プロポーザルに係る様式及び資料

| 資料等名 | 様式 | ファイル形式 |
|--|----|---------------------------|
| 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項 | | PDF ファイル |
| 質問書 | 1 | Microsoft Word ファイル |
| 参加意向申出書 | 2 | |
| 企業の建設コンサルタント登録規程等に基づく登録状況 | 3 | |
| 企業の同種又は類似業務受注実績 | 4 | |
| 管理技術者の経歴等 | 5 | |
| 管理技術者の同種又は類似業務の実績 | 6 | |
| 照査技術者の経歴等 | 7 | |
| 照査技術者の同種又は類似業務の実績 | 8 | |
| 担当技術者の経歴等 | 9 | |
| 担当技術者の同種又は類似業務の実績 | 10 | |
| 業務実施体制 | 11 | |
| プロポーザル参加事業者からの暴力団等の排除に関する誓約書 | 12 | |
| 技術提案書〈表紙〉 | 13 | |
| 技術提案書〈提案様式〉 | | |
| 提案見積書 | 14 | |
| 提案見積に係る価格内訳書 | 15 | |
| プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書 | 16 | |

| | | |
|---|----|----------|
| 辞退届 | 17 | |
| プロポーザル方式参加要請書 | 18 | |
| プレゼンテーション参加要請書 | 19 | |
| プロポーザル方式参加資格審査結果通知書 | 20 | |
| 審査結果報告書 | 21 | |
| プロポーザルによる受注候補者選定結果書 | 22 | |
| プロポーザル方式選定結果通知書 | 23 | |
| プロポーザル方式非選定結果通知書 | 24 | |
| 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託に係る公募型プロポーザル要求水準書 | | PDF ファイル |
| 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託受注候補者選定基準 | | PDF ファイル |
| 水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託受注候補者選考委員会設置要領 | | PDF ファイル |

2 既存資料及び既計画等の閲覧

本業務への参加を希望するものは、下記の日程において関係資料及び現在実施施工中の計画等について閲覧の機会を設ける、ただし、本閲覧にて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用してはならない。

(1) 閲覧期間等

① 閲覧期間

平成 31 年 4 月 19 日（金）から平成 31 年 6 月 13 日（木）までとする。

※水道部の開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

② 閲覧方法

資料等の閲覧希望者は、閲覧を希望する日の 3 日前までに事務局へ E メールにて企業名、代表者名、閲覧希望日時及び閲覧人数について連絡すること。なお、資料について貸与又は事務局側での複写等を行わない。

閲覧者の責任と費用で撮影、機器を持ち込んでの複写は可とする。

【E メールアドレス】

suidou-s@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

③ 閲覧場所

会津若松市水道部 1 階 第一会議室

会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

④ 既存資料等の種類

ア 計画に関する資料

| 資 料 名 | | |
|---------------|---------------|-----------|
| 老朽管更新計画 | 重要給水施設配水管整備計画 | ビニール管更新計画 |
| 鉛給水管更新計画 | アセットマネジメント | 認可申請資料 |
| 水需要予測（給水人口推計） | 水利使用規則 | |

イ 予算・決算に関する資料

| 資 料 名 | | |
|-----------|-----------|--|
| 水道事業会計予算書 | 水道事業会計決算書 | |

ウ 統計に関する資料（過去 3～10 年程度）

| 資 料 名 | | |
|--------------|----------|-----------|
| 水道事業概要 | 業務指標(PI) | 地区別配水量年月報 |
| 水質検査結果（水質年報） | | |

エ 台帳に関する資料

| 資 料 名 | | |
|-----------|------|----------|
| 固定資産台帳 | 管路台帳 | 配水施設設備台帳 |
| 浄水場施設設備台帳 | | |

第 3 節 参加資格要件等

参加者は、次に掲げる資格要件等を満たさなければならない。

1 参加形態

単体企業とし、共同体による参加は認めないものとする。

2 基本要件

参加者は、別に定める参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成 16 年会津若松市告示第 90 号）第 5 条の規定に基づき作成した名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 前号に定める名簿のうち、「工事関係委託業務」中「上下水道及び工業用水道」の項目に登録されていること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示 717 号）第 2 条の規定による建設コンサルタントの上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。
- (4) 過去 10 年以内において、本プロポーザルの公告日までに元請（設計共同体で受注した場合は代表者に限る。）として、本業務と同種の業務又は類似の業務について受注し、履行を完了した実績を有する者であること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成 25 年 3 月 22 日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (7) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成 19 年 12 月 14 日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。

3 地域要件

なし

4 配置技術者及び技術者要件

(1) 管理技術者

業務の実施に当たり、技術上の管理を行う管理技術者を 1 名配置すること。管理技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。なお、管理技術者は照査技術者及び担当技術者を兼務できない。

- ① 技術士（総合技術監理部門：選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② 過去 10 年以内において、本プロポーザルの公告日までに管理技術者として、本業務と同種の業務を担当した実績がある者。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、本プロポーザルの公告日を基準として 3 か月以上継続して雇用している者。
- ④ 管理技術者は、発注者（以下、「市」という。）との定例的な打ち合わせに毎回出席できること。

(2) 照査技術者

業務の実施に当たり、照査を実施する照査技術者を 1 名配置すること。照査技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。

なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼務できない。

- ① 技術士（総合技術監理部門：選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② 過去 10 年以内において、本プロポーザルの公告日までに管理技術者又は照査技術者として、本業務と同種の業務を担当した実績がある者。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、本プロポーザルの公告日を基準として 3 か月以上継続して雇用している者。

(3) 担当技術者

業務の実施に当たり、管理技術者のもとで業務を担当する担当技術者を置くことができる。担当技術者を置く場合は、次に示す要件のうち①から④のいずれかに該当する者でかつ⑤から⑥の要件すべてに該当する者でなければならない。また、業務実施体制（様式 11）に担当技術者名と担当する分担業務の内容等を記載し提出すること。担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼務できない。なお、担当技術者は、市との定例的な打ち合わせにおいて、関連する協議内容のときは、出席できる体制を整えること。

- ① 技術士（総合技術監理部門：選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② 技術士（上下水道部門：選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）の資格を有する者。
- ③ RCCM（RCCM 資格試験（一般社団法人建設コンサルタンツ協会のシビル コンサルティング マネージャー資格制度をいう。）の専門技術部門が上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）の資格を有する者。
- ④ その他下記に示す資格を 2 つ以上有する者。
 - ア 給水装置工事主任技術者：厚生労働省
 - イ 土木施工管理技士：国土交通省
 - ウ 管工事施工管理技士：国土交通省
 - エ 水道管路施設管理技士（2 級以上）：公益社団法人 日本水道協会
 - オ 水道浄水施設管理技士（2 級以上）：公益社団法人 日本水道協会
 - カ 建築士（1 級）：国土交通省
- ⑤ 過去 10 年以内において、本プロポーザルの公告日までに、本業務と同種の業務又は類似の業務を担当した実績がある者。
- ⑥ 直接かつ恒常的な雇用関係にある者で、本プロポーザルの公告日を基準として 3 か月以上継続して雇用している者。

5 同種及び類似の業務の考え方

同種及び類似の業務とは、日本国内の給水人口が 10 万人以上の水道事業（末端給水事業に限る。）を対象とした、【表 3】に示す業務とする。

【表 3】同種及び類似業務内容

| 区分 | 詳 | 細 |
|-------|------------------|---|
| 同種の業務 | 同種業務は次に示すとおりとする。 | |

| | |
|-------|--|
| | ① 水道施設の再構築及び更新に関する計画等を策定するための業務 ② 水道管路の再構築及び更新に関する計画等を策定するための業務 ③ 水道施設の災害対策等に関する計画等を策定するための業務 ④ アセットマネジメントを実践するための業務 |
| 類似の業務 | 類似の業務は次に示すとおりとする。 ① 水道施設の長寿命化に関する計画を策定するための業務 ② 水道ビジョン等を策定するための業務 ③ 経営戦略を策定するための業務 ④ 経営計画を策定するための業務 ⑤ 官民連携手法の検討及び実施をするための業務 |

第3章 プロポーザル方式参加資格審査書類に関する事項

第1節 書類の受付

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次により参加意向申出書及びプロポーザル方式参加資格審査（以下、「参加資格審査」という。）提出書類を提出すること。

1 受付開始日および提出期限

平成31年4月19日（金）から平成31年6月3日（月）までとする。

2 受付方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」（注1）提出期限日までに会津若松市水道部施設課に必着するように提出すること。それ以外の方法で提出された場合（担当課へ直接持参した場合等）は受理しない。なお、差出控は、参加資格審査結果通知書を受領するまで保管すること。

（注1） 書類の量が多い場合については、書留付のゆうパック等での提出も可とする。

| |
|---|
| 《郵送宛名》 〒965-0064 会津若松市神指町大字黒川字石上33番地の2 会津若松市水道部 施設課 行 「水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託 参加資格審査提出書類」 |
|---|

3 参加資格審査提出書類の作成要領

- (1) 参加資格審査提出書類の内容等については、【表4】のとおりとする。また、参加資格審査提出書類は、A4縦長左綴じでA4サイズのファイルに綴じて正本1部、副本10部を提出すること。
- (2) 参加意向申出書（様式2）には、必ず代表者印を押印すること。

【表 4】参加資格審査提出書類一覧

| 名 称 | 様 式 | サイズ |
|------------------------------|-------|------|
| 参加意向申出書 | 様式 2 | A4 縦 |
| 企業の建設コンサルタント登録規程等に基づく登録状況 | 様式 3 | A4 縦 |
| 企業の同種又は類似業務受注実績(※1) | 様式 4 | A4 縦 |
| 管理技術者の経歴等 | 様式 5 | A4 縦 |
| 管理技術者の同種又は類似業務の実績(※1) | 様式 6 | A4 縦 |
| 照査技術者の経歴等 | 様式 7 | A4 縦 |
| 照査技術者の同種又は類似業務の実績(※1) | 様式 8 | A4 縦 |
| 担当技術者の経歴等 | 様式 9 | A4 縦 |
| 担当技術者の同種又は類似業務の実績(※1) | 様式 10 | A4 縦 |
| 業務実施体制(※2) | 様式 11 | A4 縦 |
| プロポーザル参加事業者からの暴力団等の排除に関する誓約書 | 様式 12 | A4 縦 |
| 建設コンサルタント等の登録証明書の写し | — | 任意 |
| 設計業務実績の確認書類(※3) | — | 任意 |
| 管理技術者の資格登録証明書の写し | — | 任意 |
| 管理技術者の雇用関係を証明する書類(※4) | — | 任意 |
| 照査技術者の資格登録証明書の写し | — | 任意 |
| 照査技術者の雇用関係を証明する書類(※4) | — | 任意 |
| 担当技術者の資格登録証明書の写し | — | 任意 |
| 担当技術者の雇用関係を証明する書類(※4) | — | 任意 |

- ※1 記載する業務は 4 件までとし、図面・写真等を引用する場合も含め、1 件につき 1 枚に記載すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者としての実績は除くものとする。
- ※2 業務実施体制は、本業務を遂行する上で必要となる人員数、役割、業務分野間の連絡調整方法等が確認できるものを作成すること。
- ※3 設計業務実績の確認書類は、契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む）、TECRIS（業務カルテ）の写しなど、業務実績の実績内容がわかる書類を提出すること。また、提出する書類には、実績が確認できる箇所に目印（マーカー等）を付けること。
- ※4 各技術者の雇用関係を証明する書類は、健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し、雇用保険者証の写しのいずれかを提出すること。

4 参加資格審査基準

(1) 参加資格の確認

参加意向申出書を提出した者について、提出された参加資格審査書類に基づき、本プロポーザルの参加資格を有しているか確認を行う。

(2) 参加資格を有しない者の取扱い

参加資格の確認を行った結果、参加資格を有していないと判断された者へはプレゼンテーション参加要請を行わない。

(3) 参加資格審査

参加資格を有する者の中から、技術提案書類の提出者を選定する。

5 参加資格審査に関する質問及び回答

(1) 受付期間

平成 31 年 4 月 19 日（金）から平成 31 年 5 月 16 日（木）まで

(2) 受付方法

参加資格審査基準に関し質問がある場合は、質問書（様式 1）に質問事項を記入し、提出先に FAX 又は E メールで提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。

| |
|--|
| 《FAX による提出の場合》 会津若松市水道部 施設課：0242-22-6178 |
| 《E メールによる提出の場合》 suidou-s@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp |

(3) 回答

① 回答期日

平成 31 年 4 月 19 日（金）から平成 31 年 5 月 20 日（月）まで

② 回答方法

回答は、随時回答とし、質問者に FAX またはメールで回答するとともに、市のホームページに質問及び回答内容を公表する。

6 参加資格審査結果の通知

(1) 審査結果の通知

参加資格審査結果は、書面で通知する。

参加資格審査により参加資格を有する者（技術提案書類の提出者に選定された者）に対しては、「プロポーザル方式参加要請書」（様式 18）で通知し、更に技術提案審査提出書類の提出依頼並びにプレゼンテーション及びヒアリングの日程等を記載した「プレゼンテーション参加要請書」（様式 19）を送付する。また、参加資格を有しなかった者に対しては、「プロポーザル方式参加資格審査結果通知書」（様式 20）にて通知する。

(2) 発送予定日

平成 31 年 6 月 7 日（金）

(3) 審査結果に係る理由の説明

参加資格を有しないと判断された者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、参加資格審査結果の通知書の下部に記載された日までの会津若松市水道部の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

に書面を持参し、申請するものとする。なお、その回答については後日、書面にて行うものとする。

第4章 技術提案審査に関する事項

第1節 技術提案審査提出書類の受付

1 受付開始日および提出期限

平成31年6月11日（火）から平成31年6月20日（木）までとする。

2 受付方法

「一般書留郵便」または「簡易書留郵便」(注1)により会津若松郵便局留、提出期限日必着(注2)で提出すること。なお、差出控は、技術提案審査結果通知書を受領するまで保管すること。

(注1) 書類の量が多い場合については、書留付のゆうパック等での提出も可とする。

(注2) 郵便局留の郵便物は、会津若松郵便局に到着してから10日間しか保管されない。提出期限日前に10日が経過してしまうと、市が受領する前に差出人に返送されてしまうため十分留意の上差し出すこと。

| |
|--|
| 《郵送宛先》 〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 会津若松市水道部 施設課 行 「水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託 技術提案審査提出書類」 |
|--|

3 技術提案審査提出書類の作成要領

(1) 技術提案審査提出書類

技術提案審査提出書類の内容等については、【表5】のとおりとする。

また、提出書類は、A4縦長左綴じでA4サイズのファイルに綴じて正本1部、副本10部を提出すること。

【表5】技術提案審査提出書類

| 名 称 | 様式 | サイズ |
|---|------|---------------|
| 技術提案書（表紙） | 様式13 | A4縦 |
| 技術提案書 | 任意 | A4縦 |
| プレゼンテーション資料(必要がある場合のみ作成し提出) ※Microsoft PowerPointで作成 | 任意 | A4縦 2 in 1 |
| 提案見積書 | 様式14 | A4縦 |
| 提案見積に係る価格内訳書 | 様式15 | A4縦 |
| プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書 | 様式16 | A4縦 |

(2) 電子データの提出

技術提案書及びプレゼンテーション資料については、電子データを提出すること。なお、電子データは、CD-Rに保存し提出すること。

- (3) 技術提案書類提出に係る制限
技術提案書類の提出は、1者につき1件とする。

4 技術提案書の構成と特定テーマ

- (1) 技術提案書の構成
技術提案書の構成は【表6】のとおりとする。

【表6】技術提案書の構成

| No. | 構成 | 記載すべき主な内容 |
|-----|---------------|---|
| 1 | 表紙 | 技術提案書の表紙 |
| 2 | 実施方針 | 業務実施に当たっての方針を記載する。 |
| 3 | 実施フロー | 業務全体の実施フローを記載する。 |
| 4 | 業務工程表 | 業務全体の業務工程を記載する。 |
| 5 | 特定テーマに対する技術提案 | 特定テーマに対する技術提案を記載する。 |
| 6 | 業務に対する付加提案 | 募集要項や要求水準書に記載していないが必要と思われる業務、整備計画の構成イメージはないが必要と思われる計画、募集要項や要求水準書に記載している内容よりも有益な代替案などがあれば記載する。 |

- (2) 特定テーマ
技術提案書に記載する特定テーマは、【表7】のとおりとする。

【表7】特定テーマの内容

| テーマNo. | テーマ名 | 記載すべき主な内容 |
|--------|-----------------------------------|--|
| テーマ1 | 本市水道事業の現状と現計画の問題点の把握及び将来計画等のとりまとめ | ①水道施設の現状課題分析と評価 ②水道事業ビジョンとの整合、総合整備計画の検証と整合 ③既存資料収集、現地調査 ④施設の将来的なあり方の検討 ⑤将来的なあり方を実現するための具体策の検討 ⑥整備年度の検討、事業費の算出、事業実施効果の検証 ⑦各事業の評価に基づいた優先順位の決定 ⑧年次計画のとりまとめ |
| テーマ2 | 水道施設再構築計画に関する技術提案 | ①浄水場（設備を含む）の更新・改良事業の計画策定 ②配水池の更新・拡張・統廃合事業の計画策定 ③配水ブロック再編事業の計画策定 ④その他施設（管路以外）の整備計画の策定 |
| テーマ3 | 水道管路再構築計画に関する技術提案 | ①老朽管更新計画の見直し計画の策定 ②重要給水施設配水管整備計画のみなおし計画の策定 ③ビニール管更新計画の見直し計画の策定 ④鉛給水管更新計画の見直し計画の策定 ⑤その他管路の整備計画の策定 |

| | | |
|-------|--------------------|--|
| テーマ 4 | 水道施設災害対策計画に関する技術提案 | ①主要水道施設の耐震補強事業の計画策定 ②貯留施設への緊急遮断弁設置の計画策定 ③バックアップ施設の整備の計画策定 ④非常用発電設備未配備施設への新規整備事業の計画策定 ⑤非常用発電設備を有する既存施設更新整備事業の計画策定 ⑥重要給水施設への貯水槽等設置の計画策定 |
| テーマ 5 | アセットマネジメントに関する技術提案 | アセットマネジメントの実践 (4Dへのバージョンアップ) |

5 技術提案審査書類の作成要領

(1) 様式の指定

様式が指定されているもの（様式 13、様式 14、様式 15）は、指定の様式を使用すること。

(2) 技術提案書及びプレゼンテーション資料における企業名等の表示の禁止

技術提案書類を提出した者（以下、「提案者」という。）の企業名を伏せて審査を行うため、企業名、ロゴ、住所、氏名等提案者が特定されるような表現は用いないこと。技術提案書及びプレゼンテーション資料の表紙には水道部から指定された「番号」を表示すること。なお、番号の指定は、参加資格審査結果の通知にて行う。

(3) プレゼンテーション資料の作成

提案者は、プレゼンテーションの際に使用するプレゼンテーション資料（Microsoft Power Point 等）を必要に応じて作成することができる。

プレゼンテーション資料は、プレゼンテーションの際に技術提案書に基づく説明を補完するものであり、技術提案書の内容と整合がとれたものであること。

なお、プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは、水道部で用意したものを使用する。ただし、パソコンについては、提案者の機器を使用するものとする。（プロジェクターとの接続は HDMI 端子又は VGA 端子）

(4) 代表者印の押印について

技術提案書の正本に係る表紙（様式 13）及び提案見積書（様式 14）には、会津若松市入札参加資格登録における使用印鑑を押印し提出すること。

(5) 用紙サイズ及び用紙の向き

用紙サイズ及び用紙の向きは、【表 8】のとおりとする。

【表 8】用紙サイズ及び用紙の向き

| 書類名 | 様式 | 用紙サイズ及び用紙の向き |
|-----------|-------|--|
| 技術提案書（表紙） | 様式 13 | A4 縦 |
| 技術提案書 | 任意様式 | A4 縦 ただし、技術提案書を補完するためのイメージ図等を表現するため、他の用紙サイズを使用したい場合は、A3 横サイズに限り使用することができる。なお、A3 サイズを使用した場合は、A4 縦サイズに合わせるように折って綴ること。 |

| | | |
|--------------|-------|---|
| プレゼンテーション資料 | 任意様式 | A5 横 ただし、Microsoft PowerPoint のスライドを A4 縦に 2 in 1 で印刷すること。 |
| 提案見積書 | 様式 14 | A4 縦 |
| 提案見積に係る価格内訳書 | 様式 15 | A4 縦 |

- (6) 枚数の制限について
技術提案書（任意様式）の枚数は、A4 及び A3 を合わせて 15 枚以内とする。プレゼンテーション資料の枚数についても 15 枚以内とする。
- (7) 作成アプリケーションについて
電子データの作成アプリケーションは、次のとおりとする。
- ① 技術提案書 Microsoft Word
 - ② プレゼンテーション資料 Microsoft PowerPoint
- (8) 印刷方法について
技術提案書（任意様式）及びプレゼンテーション資料（任意様式）の印刷は、A4 縦（プレゼンテーション資料にあつては、Microsoft PowerPoint のスライドを 2 in 1 印刷）に両面印刷（ただし、A3 部分は片面印刷）とする。
- (9) 文字列の方向について
原則横書きとする。ただし、表や図等部分的な縦書きは可とする。
- (10) 文字サイズについて
技術提案書（任意様式）は、11.0pt 以上とする。なお、プレゼンテーション資料については、文字サイズの制限を設けない。
- (11) 綴じ込み方法について
技術提案書（任意様式）及びプレゼンテーション資料（任意様式）の綴じ込み方法は、A4 サイズのファイルに綴じること。
- (12) ページ番号について
下部中央にページ番号（例：1/3、2/3、3/3 等）を付すること。
- (13) 造語及び略語について
造語及び略語については、初出の箇所に定義を記載すること。
- (14) 言語及び単位等について
作成に用いる言語は、日本語とする。単位は計量法（平成 4 年法律第 54 号）に定めるもの、通貨は日本円、数字はアラビア数字を使用すること。また、時刻は日本標準時とすること。
- (15) 付加提案に要する費用について
付加提案は、提案見積書の金額に含めること。
- 6 技術提案審査（受注候補者等を選定するための審査）
- (1) 受注候補者等
総合評価点が最も高い提案者を受注候補者、2 番目に高い提案者を次点者とする。なお、提案者が 1 者となった場合であっても当該審査は実施する。
 - (2) 技術提案審査の審査基準
技術提案書類の審査項目、評価視点は【表 9】のとおりとする。

【表 9】技術提案審査の審査項目及び評価視点

| 審査項目 | | 評価視点 |
|-------------|----------------------------|---|
| 企業の内容に関する事項 | ①企業の概要及び財務状況 | 企業の規模、財政状況を総合的に判断し、委託期間にわたって安定して業務を行い得る経営基盤があるか。 |
| 業務委託に関する事項 | ②受注実績 | 過去において受注実績をどの程度有しているか。特に以下の点について重視する。 ア 上水道施設の整備計画・更新計画の策定業務の実績。 イ 水道事業体のアセットマネジメント実践業務の実績。 ウ 経営戦略または経営計画を策定するための業務の実績。 エ 水道事業体における官民連携手法の検討業務の実績。 |
| | ③業務遂行体制（技術者の配置） | 本業務に対し、責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置がどのようにできるか。特に以下の点について重視する。 ア 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4(3)①に該当する資格を有する者の配置。（技術士：総合技術監理部門） イ 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4(3)②に該当する資格を有する者の配置。（技術士：上水道及び工業用水道部門） ウ 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4(3)③に該当する資格を有する者の配置。（RCCM） エ 本業務の担当技術者に募集要項の第2章第3節4(3)④に該当する資格を有する者の配置。（その他） |
| | ④業務遂行体制（実施方針、実施フロー、業務工程） | 本業務に対し、責任をもって業務を遂行できる能力があるか。特に以下の点について重視する。 ア 業務の目的や役割を理解し、業務の実施方針が具体的に提案されているか。 イ 業務実施にあたって、技術者の役割分担が明確に提案されているか。 ウ 業務の実施フローが的確に提案されているか。 エ 業務工程が具体的に提案されているか。 |
| | ⑤地元貢献（地元経済、地元業者の活用）に関する考え方 | 本項目においては、以下の項目を重視する。 ア 地元業者の活用についての提案はあるか。 イ 地元経済への貢献についての提案があるか。 ウ 上記提案に対し、実行性が伺えるか。 |
| | ⑥第三者委託業務受注者との協力体制 | 本業務の実施に当たって、本市水道事業における第三者委託業務受注者との協力体制について、どのように行っていくかの提案はあるか。 |

| | | |
|--------------|----------------------------|--|
| | ⑦水道わかまつ施設整備アクションプランに関する考え方 | 本項目においては、本業務の理解度や計画策定に関する方向性や積極性等、特定テーマの内容について評価する。 |
| | ⑧業務に対する付加提案 | 付加提案について、方針、検討内容、手順等が示されており、提案内容に有効性・実現性があるかを重視する。(特定テーマの付加提案も含む。) |
| 提案見積金額に関する事項 | ⑨提案見積金額に対する評価 | 提案見積書の提案見積金額により「評価点」を算出する。 |

なお、提案者の提出書類に不足があった場合、不足している書類の追加の提出は認めない。

その項目の評価点の取扱いについては、0点とする。

(3) 技術提案審査の最低基準点

総合評価点の最低基準点は、60点とし、最低基準点に満たない場合は、受注候補者及び次点者に選定しない。

7 技術提案審査に関する質問及び回答

(1) 受付期間

平成31年5月7日(火)から平成31年6月7日(金)まで

(2) 提出方法

技術提案審査に関し質問がある場合は、質問書(様式1)に質問事項を記入し、提出先にFAX又はEメールにて提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。

| |
|---|
| 《FAXによる提出の場合》 会津若松市水道部 施設課：0242-22-6178 |
| 《Eメールによる提出の場合》 suidou-s@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp |

(3) 回答

① 回答期日

平成31年5月7日(火)から平成31年6月10日(月)まで

② 回答方法

回答は、随時回答とし、質問者にFAXまたはメールで回答するとともに、市のホームページに質問及び回答内容を公表する。

8 技術提案審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 開催予定日

平成31年7月17日(水)及び平成31年7月18日(木)を予定している。場所と日程については、技術提案提出書類の提出要請時に送付する「プレゼンテーション参加要請書」(様式19)にて通知する。

(2) 所要時間

プレゼンテーション及びヒアリングに関する時間配分は、技術提案書に基づき、プレゼンテーション 20 分間、ヒアリング 10 分間程度とする。

(3) 出席者

管理技術者を含む 3 名以内とする。

(4) 説明資料

技術提案書及びプレゼンテーション資料以外の資料は使用不可とする。なお、プレゼンテーション資料については、プロジェクターを使用することができる。但し、選考委員との対面でのプレゼンテーション及びヒアリングは行わない。

9 技術提案審査結果の通知

(1) 審査結果の通知

技術提案審査の結果は、技術提案審査に係るプレゼンテーションに参加した者に対して、平成 31 年 7 月下旬に「プロポーザル方式選定結果通知書」（様式 23）又は「プロポーザル方式非選定結果通知書」（様式 24）のいずれかの通知書を郵送にて発送する。なお、技術提案審査の評価結果については公表するため、非選定であったとしてもその理由を求めることはできない。

第 5 章 その他

第 1 節 評価結果の公表

受注候補者の選定後、市のホームページにおいて評価結果を公表する。

第 2 節 プロポーザルに係る審査

1 審査

本プロポーザルの審査は、別紙「水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託受注候補者選定基準」（以下、「選定基準」という。）に基づいて実施する。

(1) 選考委員会

参加資格審査については、提出書類をもって本市が参加資格を確認するが、技術提案審査においては、技術提案内容について学識経験者等で構成する「水道わかまつ施設整備アクションプラン策定業務委託受注候補者選考委員会」（以下、「委員会」という。）が審査を行う。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 提出書類は、募集要項において指定する提出期限までに、参加資格審査書類については、会津若松市水道部施設課へ郵送し、技術提案審査書類については、会津若松郵便局に届かなければならない。提出期限後に届いた場合は失格となり、市では提案書を受領しない。ただし、会津若松郵便局に到着後 10 日を過ぎると差出人に返送されるため、十分留意のうえ差し出すこと。
- ② 提出書類やプレゼンテーション資料に虚偽の記載があった場合
- ③ 選考委員又は事務局等に対して、直接、電話、メール、他人を介して等手段を問わず、接触を求める行為をした場合
- ④ 所管課の職員に対して、要項に定める「質問」以外に直接、電話、メール、他人を介して等手段を問わず、情報を個別に得ようとするなどの行為

をした場合

- ⑤ ③または④以外に、審査に影響が及ぶと市が判断するような不正な行為を行った者は失格となる場合がある。
- ⑥ プレゼンテーションにおいて、指定された時間に遅れた場合
- ⑦ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- ⑧ その他、本募集要項等に違反するとき、選考委員または事務局が不適切と認めた場合

2 契約の締結

(1) 受注候補者との契約

技術提案審査により受注候補者に選定された者と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき随意契約を締結する予定である。ただし、受注候補者に選定された者であっても、本業務の履行が困難であると市が判断した場合は契約を締結しない場合もある。

(2) 契約交渉及び見積書の提出

市は、受注候補者の提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めた上で提案見積書を基に見積りの徴収を行う。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い、見積りの徴収を行う。

(3) 見積金額と見積書の提出

見積金額は、提案見積の範囲内とする。なお、見積書の提出にあたっては、内訳書も併せて提出すること。

(4) 契約の解除

市は、契約締結後においても、契約相手方に本プロポーザルにおける失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。この場合において、市に何らかの損害が発生した場合は、その損害を請求することができる。

3 保証金及び支払条件

(1) 入札保証金

要しない。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、会津若松市水道事業契約規程第6条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、水道事業管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、会津若松市水道事業契約規程第8条の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

(3) 連帯保証人

要しない。

(4) 前払金

なし。

(5) 各年度の支払限度額

平成31年度 業務委託料の50%を上限とする額

4 その他

(1) 無効事項

次の一に該当する場合は、無効とする。

- ① 参加資格要件を有しない者が行った参加表明及び技術提案（以下、「技術提案等」という。）
- ② 失格事項に該当する者が行った技術提案等
- ③ 提出書類が本要項に記載された作成要領に適合しない技術提案等
- ④ 同一の者が 2 件以上の書類を提出した技術提案等
- ⑤ 提案見積書の金額が「0 円」と記載された技術提案
- ⑥ 提案見積書の金額が契約上限額を超えている技術提案
- ⑦ 書類に記載された内容が不明瞭な技術提案等
- ⑧ 談合、その他不正行為によってなされたと認められる技術提案等

(2) 留意事項

- ① 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ② 本プロポーザルへの参加に関して要した費用は、全て本プロポーザルに参加した者の負担とする。
- ③ 提出書類の提出後における内容の変更、書類の差し替え、修正は一切認めない。
- ④ 本プロポーザルに関して提出された書類は、全て返却しない。
- ⑤ 技術提案書に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。なお、技術提案書の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責任は、使用した提案者がすべて負うこと。
- ⑥ 市は、本プロポーザルにおける技術提案に関し、技術提案書を提案者の承諾を得ずに無償で使用し、複製し又は公開することができる。この場合において、提案者名を明示することができる。

(3) 辞退

本プロポーザルへの参加を希望した者、参加資格を有すると判断された者は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するまでは、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができる。本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 17）を持参し、提出すること。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(4) プロポーザル参加者が 1 者の場合の取扱い

プロポーザル参加者が 1 者となった場合でも本プロポーザルは中止しない。

(5) 不正行為に対する措置

プロポーザル参加者が不正行為を行った場合又はその疑いが生じた場合など、公正な技術提案及び審査が行えないと市が認めたときは、市は当該参加者を本プロポーザルに参加させず、又は技術提案の日程を延期し、若しくは中止させることができる。契約締結後においても、不正行為を行っていたことが判明した場合は、当該参加者との契約を解除することができる。なお、不正行為により市に何らかの損害を発生させた場合は、市は当該参加者に対し、損害賠償を請求することができる。

(6) 問い合わせ先

本募集要項に関する問い合わせ先は次のとおり

会津若松市水道部 施設課 施設グループ

TEL：0242-22-6177（直通）